

兵 庫 県
保 險 医 協 会

加古川 高砂 支部ニュース

No. 272
2025年1月25日

発行 兵庫県保険医協会 加古川・高砂支部

(連絡先) 神戸市中央区海岸通一丁目三三
神戸フコク生命海岸通ビル五階
電話〇七八(三九三)一八〇一

超高齢社会を迎えて、

これからの地域医療・ケアは

加古川・高砂支部 支部長 西村 正二

新春のお慶びを申し上げます。

平素より兵庫県保険医協会加古川・高砂支部の活動にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

昨年は、国内外の問題を通じて政治や医療制度、地域医療の重要性を改めて実感した1年でした。

医療現場では、超高齢化社会の進行により地域に根差した医療提供体制の強化が急務となっています。2040年には医療・介護を必要とする85歳以上の高齢者が増加し、救急搬送や在宅医療の需要が高まると予測されています。

これを受け、2024年12月、厚生労働省は「地域医療構想」を改定し、入院治療中心から在宅医療への対応強化を目指しています。行政と医療関係者が連携し、担い手の確保や施設整備を進めることが求められています。また、介護施設と医療機関の連携・情報共有やACP（人生

会議）の推進を通じて、高齢者の状態悪化を防ぐことが課題です。

一方、昨年は世界的に民主主義の後退も懸念されました。経済的不平等や情報操作、市民の政治不信が広がる中、日本でも民主主義の脆弱性が明らかになっていきます。この問題を克服するには教育、透明性、市民参加を通じて民主主義の強靱性を高める必要があります。医療者を含め、市民1人ひとりが役割を理解し、積極的に関与する姿勢が不可欠です。

地域ケアにおいては、営利追求を優先する介護事業者によるケアの質の低下がありますが、高額療養費制度を悪用し、過剰な訪問看護を繰り返すことで全国的に知られた訪問看護ステーション併設の在宅医療施設が当地域に進出するなどといった問題も浮上しています。

2025年へ向けて、地域に合った包括ケアシステムを構築し、公平な医

療アクセスを確保することが私たちの使命です。これに加え、民主主義がしっかりと根付く地域社会の実現に向けて、市民としても医療者としても意識を高め行動することが重要です。

本年も、加古川・高砂支部として、これらの課題に全力で取り組み、皆様と共により健全で優しい地域社会を築くため努力してまいります。どうぞ本年もよろしく願い申し上げます。



本年も

よろしく願いします

加古川・高砂支部幹事・事務局一同

健康情報テレホンサービス

通話料無料 (0120) 979-451



★24時間いつでも3分間程度の開業医の手作りの健康・医療情報を放送しています。
★インターネットでもご覧いただけます。過去の放送分もキーワード検索できます。URLは、<http://www.hhk.jp/> 左下のバナー「健康情報テレホンサービス」をクリック。

<2025年2月のテーマ>

月曜日 強度近視と病的近視
火曜日 かぜ
水曜日 美容外科と形成外科の違い
木曜日 自動車事故による外傷性頸部症候群
金土日 ASD(自閉症スペクトラム障害)

※11日(火・祝)は、月曜日のテーマを放送します。
※24日(月・祝振)は、金・土・日のテーマを放送します

<2025年3月のテーマ>

月曜日 性交痛
火曜日 ブラキシズム(歯ぎしりなど)
水曜日 変形性頸椎症
木曜日 扁桃周囲炎
金土日 脳卒中の予防

※20日(木・祝)は水曜日のテーマを放送します。

★加古川・高砂支部ニュース

への投稿を募集しています★

支部ニュースへの投稿を募集しています。
日常診療にかかわることや、主張、趣味のお話などお寄せください。

電話 078-393-1817 ファックス 078-393-1820
e-mail sasaki-y@doc-net.or.jp (担当) 佐々木まで



活動方針を提案する西村支部長(奥)

加古川・高砂支部は、10月26日に第43回支部総会を開催した。総会議事では、会務報告と新年度方針を確認し、支部役員改選が行われた。総会記念講演は、「開業医が

知っておきたい法知識』『応召義務』と『医療機関の労働問題』を中心に』をテーマに、神戸花くま法律事務所野田倫子弁護士を講師に迎え行った。朴先生からの感想文を紹介する。

10月26日に加古川商工会議所において、第43回兵庫県保険医協会加古川・高砂支部総会が開催され、それに引き続き、神戸花くま法律事務所野田倫子先生による、「開業医が知っておきたい法知識」に関するご講演をお聞きしました。総会では、2023年度まとめや2024年度の活動方針の承認、また新たな役員に関する紹介や採択が簡素に行われ、滞りなく終了しました。引き続きの講演会では、特に開業医が日頃遭遇し、相談場所に困る応召義務や労務に関する具体例を交えた詳細なお話をいただきました。

応召義務に関しては、特に迷惑行為などの問題で頭を悩ませたときに、どのような対処が法的に認められているのか、また具体的に対応が難しい場合どのように相談すればいいのかについて、ぎっくばらんに質疑をしながらお話を聞くことができたので、それぞれの医療機関にとって非常に実践的でした。無料でこんな相談ができる、またとない機会になったように思います。

ファミリークリニック加古川

朴 大晃

加古川・高砂支部第43回総会開催